

議 案 第 90 号

松戸市営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

松戸市営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよう
に定める。

令和2年2月25日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

入居手続において、連帯保証人を不要とすることにより、住宅困窮者の入居
の円滑化を図るとともに、敷金の充当対象範囲を拡大等するため。

松戸市営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

松戸市営住宅設置及び管理に関する条例（昭和48年松戸市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「の各号」を削り、同項第1号中「入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人の連署する」を「規則で定める」に改め、同条中第4項を削り、第5項を第4項とする。

第16条第1項中「第12条第5項」を「第12条第4項」に改める。

第17条中第4項を第5項とし、同条第3項中「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項ただし書中「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市長は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市長に対し、敷金をもつて賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

第36条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

第40条中「第12条第5項」を「第12条第4項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。